くらしの情報

【全国健康保険協会からのお知らせ】
～平成 26 年度健康保険料率は 10.12%に据え置きとなります～

平成26年度の健康保険料率は、準備金を取り崩して10.12%に据え置くことといたしましたが、平成26年3月分(4月納付分）からの介護保険料率につきましては、介護給付費が年々増加し、協会けんぽが負担すべき介護納付金も増加していることから、1.72%（平成25年度：1.55%）に引き上げざるを得ない状況となっております。

厳しい経済状況の中ではございますが、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○**問合先**／協会けんぽ北海道支部

☎011－726－0352(代表)　HPhttp://www.kyoukaikenpo.or.jp/

３月のリサイクル回収日！

※各家庭でのごみの焼却は違法です。絶対に行わないでください。

３月４日	３月６日	３月１２日、２６日	３月１９日
（自治会館での集団回収から戸別収集に変わりました。）	（自治会館での集団回収から戸別収集に変わりました。）		（自治会館での集団回収から戸別収集に変わりました。）
基線、宍粟、下達布、袋達布、中篠津、新西篠津、西篠津、西原、中原、川下、上達布の一部、平安の一部、豊野の一部	新高倉、拓新、武田、新樺、西高倉、基線の一部、豊野の一部、新湧の一部、西篠津の一部	中　央	新湧、北新、高倉、川上、上篠津、豊ヶ丘、沼の端、上達布、平安、豊野

後期高齢者医療制度のお知らせ
～高額介護合算療養費及び限度額適用・標準負担額減額認定証について～

■医療費の支払いが高額になるときには

世帯全員が住民税非課税世帯の方には、高額な医療費がかかる入院等で、窓口負担を軽くするために「限度額適用・標準負担額減額認定証」（右図参照）があります。

この証を窓口に提示することにより、保険適用の窓口負担と食事代が減額されます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」必要な方は、被保険者証と印鑑を持参の上、住民課国保医療係へ申請をお願いします。

（なお、住民税課税世帯の方は「被保険者証」を提示することで、入院・外来（保険適用分）での一定額以上の支払いが必要なくなります。）

（色は水色です）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日	平成２５年　８月　１日	
被保険者番号	０１２３４５６７	
被保険者 住所	広域市連合町１丁目	
被保険者 氏名	後期　一郎	男
被保険者 生年月日	昭和　７年　７月　７日	
発効期日	平成２５年　８月　１日	
有効期限	平成２６年　７月３１日	
適用区分	区分Ⅰ	
長期入院該当年月日	平成２５年　８月　１日	保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	３９０１１０１０ 北海道後期高齢者医療広域連合	公印（朱）

○問合先／北海道後期高齢者医療広域連合　☎011－290－5601
役場住民課国保医療係　☎57－2111（内線341または346）

住宅用火災警報器を設置しましょう！